

質問・回答書(亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務)

No.	該当資料	具体的な項目	質問事項	回答
1	仕様書P11	2 投開票事務に対する人的支援 期日前投票期間中の支援	支援時間が①午前8時15分から午後8時15分までとなっていますが、支援者は7時間の交代制での配置と考えてよろしいでしょうか。	労働基準法を遵守した適切な休憩時間の確保を前提としていただければ、1名で終日従事いただく体制、または複数名が交代で従事いただく体制のいずれでも受託者の任意(裁量)で配置いただいて構いません。
2	仕様書P11	2 投開票事務に対する人的支援 投票日当日(令和9年1月中下旬)	支援時間が①午前6時30分から午後8時30分までとなっていますが、支援者は8時間の交代制での配置と考えてよろしいでしょうか。	
3	仕様書P9	2 投開票事務に対する人的支援 事前準備 職員研修支援	1人×2時間×3回/1日との記載があるが、開催日数に指定はありますでしょうか。	本項の記載は「1人×2時間/1日×3回」の誤りとなります。仕様書を修正しておりますので、ご確認ください。 具体的な運用としては、1回につき2時間程度の研修を、最大3日間(計3回)実施いただくことを想定しています。なお、この時間および日数は上限であり、これを超える対応を求めるものではありません。 なお、スケジュール調整により1日に2回(4時間)実施していただく場合は、2日間(2回分)が消化されたものとみなします。
4	仕様書P2	5 電子投票システムの納入等	システム(各機器)の納品については、ご指定の場所1か所ということでしょうか。	各機器の納品場所は、原則として市選管が指定する1箇所を想定しています。 ただし、その時々状況や運営上の必要性に応じて、複数箇所を指定する場合があります。

質問・回答書(亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務)

No.	該当資料	具体的な項目	質問事項	回答
5	仕様書P2	5 電子投票システムの納入等	投票機器については、機器を保護するケースにセットして段ボール梱包後に納品と考えておりますが、投票機器の納品方法についてご指定等ありますでしょうか。	納品時および保管時において機器が適切に保護(防塵・耐衝撃等)される状態であれば、納品方法に特段の指定はありません。ご提案の「保護するケースへのセットおよび段ボール梱包」による納品で問題ありません。
6	実施要領P6	10 審査	企画提案書とプレゼンにおいてプロジェクターやスクリーンに映す資料を異なったものにしてもいいでしょうか。	審査会当日に、新たな別の配布資料を追加することは一律で禁止します。ただし、プロジェクター等への映写資料については、提出済みの企画提案書をより分かりやすく説明する趣旨において、当該書類の内容に基づいたスライド等の使用であれば構いません。なお、提出済みの内容と異なるものや新たな提案要素を追加した資料の使用は禁止します。
7	実施要領P6	9 企画提案書(1)内容	「仕様書「3 業務の内容」に示す各項目について記載すること。」とありますが、仕様書に該当する見出しがありません。どこの項目について提案を記載すればよいでしょうか。	実施要領第9(1)イにおける「仕様書「3 業務の内容」」との記載は、「仕様書「3 電子投票システムの技術的・基本条件」から「7 人的支援体制」」の誤りです。本件に伴い、修正した実施要領を公開しておりますのでご確認ください。 なお、提案書の作成にあたっては、実施要領に定めている通り20ページ以内で簡潔に表現していただく必要があるため、すべての項目を網羅的に詳述いただく必要はありません。次の4つのポイントを中心に、提案者の強みや主要な内容をまとめてご提案ください。 ①提案システムの使いやすさと安全性 ②機器・電磁的記録媒体等の調達・納入計画 ③従事者向けの研修や啓発活動への支援体制 ④投票所・開票所における人的支援体制やバックアップ体制など

質問・回答書(亀岡市議会議員一般選挙電子投票支援業務)

No.	該当資料	具体的な項目	質問事項	回答
8	仕様書P3	7 人的支援体制 (4)期日前投票・前日準備・当日投票支援	来場者に対する電子投票機の操作案内については事業者が直接支援することは難しいと考えます。市選管に対する支援や助言という形で解釈してもよろしいでしょうか。	「投票所来場者に対する電子投票の操作案内に関すること」の解釈および実務上の運用については、法令遵守および公正な選挙環境保持の観点から、以下の通り限定して執行する方針です。ご質問の通り、受託者においては市選管(投票事務従事者)に対する支援や助言という形でのご対応をお願いするものです。 ① 有権者に対する直接の対応について 公職選挙法等の規定に基づき、受託者が有権者に対して直接、電子投票機の操作説明や投票補助を行うことは一切ありません。投票所内における受託者の従事者の役割は、記載台等への動線誘導、および混雑時の整列案内等の単純労務に限定されます。有権者への直接的な操作説明や補助が必要となった場合は、すべて市選管職員(投票事務従事者)が対応します。 ② 市選管(投票事務従事者)に対する支援・助言について 認識の通り、市選管職員(投票事務従事者)が有権者に対して行う操作案内や投票執行が円滑に進むよう、機械の使用における後方技術支援、システム操作に関する職員への助言、および不具合発生時の技術的サポートを行っていただきます。